

当連合会が行っている、介護サービスに係る苦情処理の業務は、以下の事案については対応していませんので、ご注意願います。

記

1. すでに訴訟を起している事案
2. 訴訟が予定されている事案
3. 損害賠償などの責任の確定を求める事案
4. 契約の法的有効性に関する事案
5. 医療に関する事案や医師の判断に関する事案
6. 他の苦情申立て取扱機関に苦情申立てを行い、結果が判明している事案

上記については了承いたしました。

令和 年 月 日

住所
氏名

印